

令和3年4月1日

保護者 様

可児市立今渡北小学校

気象警報時における休業および登下校等について

- 1 児童が登校する以前に特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発令されている場合
 - (1) 警報が解除されるまで自宅において待機する。
 - (2) 始業時刻の2時間前(6時15分)までに警報が解除された場合は、平常どおり登校する。
 - (3) 始業時刻の2時間前から11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始する。
 - (4) 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。
 - (5) ただし、(2)(3)の場合でも、道路や橋の冠水や損壊、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合には、登校させない。

- 2 児童が登校してから、特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発令された場合
 - (1) 警報発表中又は警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とし、気象状況・道路や橋の状況などを判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合は、授業を中止して引き渡しにより下校させる。
 - (2) 警報発表後に帰宅させる場合には、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路又は児童の居住地域等の安全を確認のうえ、下校させる。

- 3 登下校中に前出の各警報が発令された場合
 - 警報発令を知った時点で、学校または自宅の近いほうへ行くことを原則とする。状況によっては、最寄りの公共施設や子ども110番の家に一時的避難する。

- 4 前出の各警報は発令されていないが、発令が予想される場合
 - 気象状況・交通機関の状況、道路の状況等を判断して、警報発令に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがある。

- 5 警報時における給食の取り扱い
 - (1) 午前8時までに警報が解除された場合、平常の給食を実施する。
 - (2) 午前11時までに警報が解除された場合、パンまたは米飯と牛乳に簡単な添加品がある。
 - (3) 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合、給食を中止する。

6 大雪警報等が発令されている場合

○大雪警報が発令されていても、特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表されていない場合には、原則として平常どおり授業を実施する。ただし、以下の場合は自宅待機や臨時休校になることがある。

- (1)校区や近隣の河川水位が警戒水位に達している場合、今後の気象状況により、校区や近隣の河川水位が警戒水位に達する可能性がある場合
- (2)土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている場合、今後の気象状況により土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されるおそれがある場合
- (3)通学路の冠水や損壊、土砂崩れ、降雪による凍結等の事由により、児童が安全に登下校することができないと判断される場合

7 気象警報時に臨時休業等の措置をとった場合、教育委員会は防災安全課と協議の上、防災行政無線で放送する。

※暴風警報の発令や解除については、テレビ・ラジオ・インターネット等で確認する。緊急な場合を除き、学校への電話による問い合わせはしない。(通信網に負荷がかかるため)

※警報が発令されていなくても、保護者が危険と判断された場合は、自宅待機させる。

その旨、学校へ連絡する。欠席扱いはしない。

※休業後に登校する場合、**時間割が分からない場合は「国語、算数、理科、社会(生活)、体育」の準備をして登校する。**

※警戒を要する降水状況の基準は、

累積雨量70mm 時間雨量30mm 10分雨量10mm 30分雨量30mm

平成25年10月21日付 可児市教育委員会

「気象警報時における休業及び登下校等の対応について(通知)」より

付記

平成25年10月21日 一部改正(平成25年11月1日より施行)